第1回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議事要約書

- 1 日時:令和4年8月8日(月)10時00分から11時15分
- 2 会場: 鈴鹿市役所 本館 12 階 1205 会議室
- 3 出席者:

(景観審議会専門部会員)

岡本肇(会長),打田真介,大野研,木下誠一,森日出子 (鈴鹿市)

都市計画課長 齋藤 鎮伸

(事務局)

都市計画課計画・景観グループリーダー 川口仁志 同グループ 鈴枝寛規,岩井佑樹

4 議題等:

- (1) 議案第1号 鈴鹿市景観審議会専門部会会長の選任について
- (2) 議案第2号 鈴鹿市景観計画の改定方針について
- 5 傍聴の可否:可
- 6 傍 聴 者:0名
- 7 議事録署名人:打田委員,大野委員
- 8 配布資料:第1回 鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書 第1回 鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書
- 9 審議会の内容(要約)

事務局 (課長)

定刻になりましたので、只今から鈴鹿市景観審議会専門部会を開催します。 本日の専門部会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、委 員の皆様にはマスク着用による会議進行に御協力お願いします。それでは、委 員を名簿順に紹介します。名前を読み上げたら、一言、挨拶をお願いします。

(委員順次自己紹介)

続いて, 事務局の職員を紹介します。

(職員順次自己紹介)

この専門部会は、鈴鹿市景観づくり条例第18条第5項に基づき、特別な事項 の調査の必要があるときに設置ができる部会であり、令和4年1月24日開催の 第15回鈴鹿市景観審議会で、設置の承認を頂いたものです。鈴鹿景観計画改定 にあたり専門的な見地から意見をいただくことを目的としています。専門部会で 出た意見は、鈴鹿市景観審議会へ適宜報告を行いながら改定を進めたいと考えて います。ここで、お手元に配布した資料の確認をお願いします。

- · 第1回鈴鹿市景観審議会専門部会 事項書
- ·第1回鈴鹿市景観審議会専門部会 議案書

過不足等があったら,事務局までお願いします。

それでは、議題(1)番鈴鹿市景観審議会専門部会会長の専任について報告します。鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第5条第1項の規定に基づき、 部会員による会長の互選を行った結果、岡本委員が選任されたことを報告します。

本会議の議長は、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第5条第2項の 規定により、岡本会長にお願いします。なお、本専門部会は議事録作成のため、 会議を録音します。それでは、岡本会長、議事進行をお願いします。

議長 (会長)

それでは、規定により私が議長を務めます。本日は、専門部会委員数5名中5名の委員に出席をいただき、過半数に達しておりますので、鈴鹿市景観審議会の部会の運営に関する要領第6条第2項の規定により専門部会は成立していることを報告します。なお、本日の傍聴者はいません。

議事に先立ち、鈴鹿市景観審議会規則第6条に基づき、議事録署名人を2名指名します。本日の議事録署名人は打田委員と大野委員になりますので、お願いします。

それでは、お手元の事項書に基づき、議事を進めます。議題2「鈴鹿市景観計画の改定方針について」事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、景観計画の改定方針について説明します。

まず「景観に関する動向」の説明をします。人々の志向が量的充実から質的充実に移行する中、地域の自然や文化などが醸し出す良好な景観を守り活かす取り組みが全国各地で展開されるようになってきました。平成15年には「美しい国づくり政策大綱」や「観光立国行動計画」が策定されるなど、景観の保全・整備が重要な課題として掲げられるようになりました。その様な中、景観の意義や保全・整備の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体による景観行政を多面的に支援するため、平成16年に景観に関する総合的な法律として「景観法」が施行されました。本市においても、平成21年に景観行政団体となり、本市の良好な景観形成に努めています。景観に関する重要度は年々増しており、このことは現在も増加を続ける景観行政団体と景観計画の策

定数にも表れています。良好な景観の形成は、より良い住環境やまちなみの形成などに繋がり、もってシヴィックプライドの醸成に資すると考えられます。 観光立国を掲げる日本における景観の重要度は、今後さらに増していくことが想像されます。

続いて、「景観計画の沿革」の説明をします。本市が景観行政団体となった翌年の平成22年10月に、市民による主体的な景観づくりを支援していくことを目的に「鈴鹿市景観計画」は策定されました。その後、平成23年に景観重要建造物が、平成24年には景観重要樹木が指定されました。平成26年には、市内で初めての地区別景観づくり計画が策定され、平成28年には景観計画が一部改正され、鈴鹿市総合計画2023の個別計画へ位置づけられました。平成29年には工業系の地区別景観づくり計画が1件、令和2年には住居系の地区別景観づくり計画が2件策定され、令和5年度末には現計画の計画期間が満了します。

次に「景観計画の概要」を説明します。景観計画は、地域景観を守り、育て、創り出していくための景観に関する総合的な計画であり、全体計画と地区別景観づくり計画から構成されます。全体計画は、市内の景観資源や一般的な規制を定めたもので、序章含めた全7章から構成されています。それに対して、地区別景観づくり計画は、エリアを限定したきめ細やかなルールを定めたものです。今回は市内の一般的なルールである全体計画の説明をします。

序章では、景観計画の理念や目標など定めています。景観計画では、「"鈴鹿らしさ"を次の世代に伝える景観づくり」を理念とし、

- ・自然や歴史・文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用
- ・住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づく り
- ・市民が主役の景観づくり という,3つの目標を定めています。

第1章では、本市の景観特性として、①自然的景観特性②都市的景観特性 ③歴史的・文化的景観特性④眺望景観特性、という代表的な4つの景観特性の 現状を示しています。更に、景観計画の関連計画等として、鈴鹿市総合計画 2023 や鈴鹿市都市マスタープランといった上位計画や、鈴鹿市観光振興方針、 鈴鹿市緑の基本計画といった関連計画との関係性を示しています。

第2章では、景観計画の区域について示しています。景観計画の対象とする 区域は、本市全域です。

第3章では、良好な景観の形成に関する方針を示しています。第1章で示した景観特性のうち、自然的景観特性を4つ、都市的景観特性を3つの面的区分に細分化し、景観特性毎のきめ細やかな景観形成方針を示しています。それに加えて、河川や海岸といった景観軸や緑の中心核や歴史的・文化的景観資源と

いった景観拠点に配慮した景観づくりが行えるよう, それぞれの特性に適した 方針を示しています。

第4章では、建築物・工作物等の行為の制限に関する事項として、景観法第16条に基づく届出の対象とする行為を示しています。本市では、行為毎に届出の対象とする規模や条件を定め、周辺景観へ配慮した、景観形成を促しています。更にこれらに加え、遵守事項や行為に応じた協議事項などを定めています。遵守事項とは、良好な景観形成に大きな影響を及ぼさないように遵守すべき定量的な基準であり、外壁などの彩度と敷地の緑化に関する基準を定めています。それに対して、協議事項とは、質の高い景観形成のための定性的な基準です。遵守事項に違反する届出があった場合、変更命令や勧告を行うことができ、景観に悪影響を及ぼす行為に対する抑止力としての効果が期待できます。

なお、今回は時間の都合上、詳しい説明は割愛しますが、第5章では、既存の景観資源の保全・活用や関連法令との連携といった事項を定めており、第6章では、地区別景観づくり計画の提案制度や景観協議会など、市民が主役となる取組についての事項が定められています。以上で、景観計画の概要の説明を終わります。

続いて、景観を取り巻く「社会動向」の説明をします。全国的な人口減少・少子高齢化が進む中、本市でも平成22年のピーク以降は、人口の微減傾向が続いており、少子高齢化の傾向も顕著になっています。それに伴い、空き家や農業の後継者不足等の問題が顕在化し、本市もこれらの問題の解消に向け尽力しています。また、令和2年度末から続くコロナ禍により、テレワークやマスクを着用した生活等、人々にニューノーマルな生活様式が浸透する中、カーボンニュートラルやウォーカブルシティ、SDGsの推進など、まちづくりに関する新たな視点や価値観など生まれています。本市においても、鈴鹿青少年の森でPark-PFI制度を活用した新たな都市公園のあり方が計画段階であるなど、本市を取り巻く環境は、時々刻々変化しています。まちづくりにおける重要な要素である「景観」についても、これらの社会動向へ対応が重要と考えており、時代の潮流や社会ニーズに適合する景観づくりを進めます。

続いて、「景観計画の改定から現在までの振返り、評価」の説明をします。 まず、鈴鹿市内における景観の変化です。平成29年以降の鈴鹿市内の主な 景観の変化には、

- 太陽光発電施設の増加
- ・空き家、空き店舗問題の顕在化
- ・緑あふれるゆとりのある住宅団地の造成(道伯地区・野町南部地区等)
- ・中勢バイパス,新名神高速道路の開通
- ・携帯電話基地局の増加

・白子駅前広場(西口ロータリー)の完成 などがあります。

続いて、成果指標の評価についてです。景観計画では、地区別景観づくり計画の策定数及び登録・認定地域景観資産の登録数・認定数という2つの成果指標で計画の進捗管理を行っています。

地区別景観づくり計画の策定数では、令和5年度末に5件という目標に対し、現時点で4件の策定となっています。こちらの成果指標は、現時点で目標を達成できていないため、引き続き新たな地区別景観づくり計画の策定に努めます。

登録・認定地域景観資産の登録数・認定数は、令和5年度末に25件という目標に対して、現時点で27件の登録となっています。こちらは目標を達成していますが、今後も啓発活動を行い、景観に対する市民意識の醸成に努めます。

続いて、景観特性の振返りです。自然的景観特性について、地形変化に富んだ豊かな自然的景観は概ね維持されていると評価できます。ただし、太陽光発電施設の設置に伴う森林伐採や廃棄物の不法投棄等によって良好な景観が損なわれている場所もあります。

都市的景観特性は、白子駅周辺では、高層マンション等が建設中と新たな土 地利用がされています。また、野町や道伯地区では、緑とゆとりのある新たな 住宅地が形成されています。

歴史的・文化的景観特性は、令和2年4月に歴史公園である伊勢国分寺跡の整備が完了し、伊勢国府跡や王塚古墳などの史跡とあわせて、歴史的景観を構成する重要な要素となっています。一方、東海道や伊勢街道の旧街道沿いでは、建築物の建て替え等が進み、歴史的景観の保存が課題となっています。

眺望景観は、中勢バイパス(郡山町〜御薗町間)や新名神高速道路の開通、 鈴鹿パーキングエリアスマートインターチェンジ竣工により、市内の眺望は大 きく変化しました。玉垣地区においては、現在も中勢バイパスの工事が進めら れており、日ごとに市内の眺望景観は変化しています。

続いて、関連計画との関係性について説明します。景観計画は、総合計画の個別計画に位置づけられており、また、景観は、まちづくりや観光振興、まちの緑化等に対しての重要な要素となっています。問題が顕在化する空き家についても、ミクロ環境で景観に大きな影響を及ぼし、適切な空き家の管理は、良好な景観の形成に資すると考えられます。このような状況の中、現在上位計画や関連計画として取り扱っている計画は、引き続き内容の整合を図りながら、景観計画の内容を考える必要があると考えます。更に、今後は鈴鹿市空き家等対策計画も、新たに関連計画として取り扱うこととします。景観計画の上位計画及び関連計画は、緑の基本計画を除き、現在次期計画に向け、改定作業を行

っている最中です。景観計画も、これらの計画の改定内容を踏まえて、令和4年度、令和5年度で改定を行っていく予定です。

続いて、景観法に基づく届出件数等の説明をします。本市では、景観に影響の大きい行為を景観法第 16 条に基づく届出対象行為としており、平成 29 年度から令和 3 年度末までに、181 件の届出を受けています。内訳は、建築物 75 件、工作物 70 件、土地の形質変更 36 件です。

また、官公庁などの公の機関が行う行為のうち、届出対象行為に該当するものは、景観法第16条に基づく通知を受け、行為の内容を確認しています。平成29年以降は、三重県や鈴鹿市の施設を管理する部署から14件の通知を受けています。

地区別景観づくり計画の区域では、鈴鹿市地区計画の区域内における景観協議の実施に関する要綱第3条に基づき、戸建て住宅の新築などの行為に対し、景観協議を行っています。こちらは、平成29年以降、119件の協議を行ってきました。

続いて、「景観計画の抱える課題等」の説明をします。景観計画の運用開始から今年で12年になり、制度を運用していく中で、市街化調整区域の緑地の確保や建築物等の色彩の変更、太陽光発電施設に伴う森林の伐採などといった課題などが表面化してきました。それぞれについて、詳しく説明します。

まず,市街化調整区域での緑地の確保について,市内の緑地の状況について説明します。鈴鹿市では,都市計画区域に対する市街化区域と市街化調整区域の面積の割合は,それぞれ22%と78%です。一方,都市緑地法に規定する緑地は,92.4%が市街化調整区域に集中しているという状況です。また,区域に対する緑地の割合は,市街化調整区域では約62%であり,市街化調整区域においては,現状で十分な緑地が存在すると評価できます。

この市街化調整区域において、建築物等を建築しようとするときは開発許可 が必要ですが、農地に建築を行う際には開発許可に加え、農地転用も必要にな ります。この農地転用とは、優良な農地の維持・保全のための制度で、農地を 農地以外の用途で使う際に必要な手続きです。

景観計画では、建築物の新築の際、区域を問わず敷地5%の緑化を遵守事項 としていますが、景観計画の遵守事項のために、本来必要とする以上に優良な 農地の転用が必要になってしまう可能性があることが課題となります。

続きまして、建築物等の色彩の変更についてです。景観計画では、建築物等を新築する際、景観に大きな影響を及ぼすようなアクセント色は壁面の 10%以内とすることが遵守事項に定められています。

また、既存建築物に色の塗り替えを行う際には、壁面の50%までは届出不要としており、仮に景観計画に適合しない色彩計画であっても、届出が出ていな

いため変更命令などの実効性のある対応ができない状況であり、色の塗り替え を行う際は、十分に色彩のコントロールができていないのが課題です。

最後に太陽光発電施設設置に伴う森林伐採についてです。昨今,太陽光発電施設設置に伴う森林の伐採は、全国的に景観に対する憂慮事項となっていますが、本市においても、景観上の課題となっています。

景観法では、条例に定めることにより、届出対象行為を選択できるようになっていますが、鈴鹿市では、木竹の植栽又は伐採という行為は、届出対象行為としていないため、森林伐採を景観施策としてはコントロールできない状況です。今後も太陽光発電施設の設置は続くことが予想されますが、周辺景観への更なる配慮が望まれます。

なお、行政の考える景観上の課題に加え、地区別景観づくり計画の見直しも 必要と考えます。特に、道伯地区の計画は、策定から8年以上が経過し、造成 された区画に対して概ね建築が完了しました。今後、建て替えの際には、より グレードの高いまちなみ景観のため、他の住居系の計画との整合を図りなが ら、より良い計画のあり方を考えることが必要と考えます。

続きまして、「景観計画の改定方針」について説明します。これまで説明してきた行政の考える景観上の課題への対策として、次の5点を景観計画の改定方針とします。

- ①平成29年からの景観を取り巻く環境の変化や社会動向に対応すべく、上位計画や関連計画と整合を図りながら時点修正を行います。
- ②建築物の新築を行う際の適切な緑地のあり方について検討します。特に現時点で十分な緑地が存在すると評価できる市街化調整区域内の行為の遵守事項について,重点的に検討を進めていきます。
- ③色彩の変更について,届出対象規模や届出対象行為の見直しを行い,周辺景観に大きな影響を及ぼす行為に対する行政の対応等について検討します。
- ④樹木の伐採について、届出対象行為やその規模を検討します。
- ⑤区域内の住宅の建築が概ね完了した道伯地区地区別景観づくり計画について,他の住居系の地区別景観づくり計画の内容との整合を図るべく,内容を見直します。また,その他の地区においても,計画内容の適切なあり方を検討します。

なお、行政が景観上の課題と捉えている②~④の3項目は、鈴鹿市都市マスタープラン改定業務で行う市民アンケートにおいて、景観に関する設問を設定し、市民ニーズを把握の上、改定方針の具体的な内容の検討を行います。

最後に今後のスケジュールについて説明します。本日、議論いただいた内容 を踏まえて、10月頃に、第2回専門部会を開催し、具体的な改定内容を審議い ただく予定です。その後、来年1月頃、第3回専門部会を開催し、景観計画の 改定素案を提示します。なお、第3回専門部会で議論いただいた内容を踏まえて、景観審議会へ進捗報告を行います。令和5年度には、上位計画や関連計画の改定内容と整合を図りながら、改定案を提示し、その後パブリックコメントを行います。市民の意見を反映させた上で、景観計画の最終案を提示する予定です。説明は以上です。

議長 (委員長)

質問、意見があったら発言お願いします。

木下委員

道伯地区地区別景観づくり計画を見直すとのことだが、具体的にどのような内容を見直すのか。

事務局

道伯地区は、市内で最初にできた地区別景観づくり計画です。他の地区に先行して計画が作られたため、道伯地区以外で遵守事項になっている「敷地の5%の緑化」が協議事項となっており、他の地区と整合するよう敷地の緑化を遵守事項にしたいと考えています。変更の時期としても、区画に対し建築が概ね完了した今が、最良のタイミングと考えています。

大野委員

鈴鹿市の景観計画は良くできていると思う。その中で基準が割と厳しいよう に思えるが、なぜか。

事務局

委員の方々が景観への配慮を重要なものとして捉え、緑化などの規制をとおして景観のコントロールを積極的に行うべきという考えであり、良好な景観を残したいという行政の考えと方向性が一致しましたので、他市に比べて厳しい基準ではありますが、鈴鹿の良好な景観を残すために尽力しています。

大野委員

太陽光発電施設設置の土地の開墾で1,000 m²は届出の対象面積が小さく,届 出件数が多いと思うが適切に運用できているのか。

事務局

鈴鹿市を除く県内の景観行政団体は、太陽光発電施設自体を届出対象行為と

していますが、太陽光パネルは黒などの決まった色しかなく、色の指導の必要性がないため、鈴鹿市では太陽光発電施設そのものは届出対象としていません。一方、太陽光発電施設の設置に伴い土地の造成等が行われる場合においては、景観のコントロールを行いたいと考えており、1,000 ㎡以上の行為を届出対象としています。その中で、太陽光発電を行う上で影響の少ない北面や西面などには、できるだけ樹木を残すよう協議事項として景観的配慮を求めています。

議長 (委員長)

鈴鹿においてもインター周辺の田畑の中に、太陽光発電施設が点在するようになってきた。個人的には、先の事も考え、太陽光発電施設自体も届出対象とするのが良いと考える。

それに加えて、太陽光発電事業地を覆う柵のデザインも非常に気になる。そ ういったものも協議事項とし、なるべく見えない様に工夫するようなルールが あってもいいと思う。

事務局

景観の届出においては、行為の前後で景観がどのように変わったのかを確認 しています。その中で柵などについても、華美なものではなく、周辺景観に溶 け込むようにしていただくように協議は行っています。

議長 (委員長)

太陽光発電施設の高さやパネルの角度については、どのように考えているか。他団体の景観計画では、パネルの角度についても言及しているものもある。

事務局

鈴鹿市の事例では、低いものしか設置されたことはありませんので、先進自 治体の事例を調査し、参考にさせていただきます。

大野委員

メガソーラー事業などでは、緑地をどれだけ残すかという議論があるが、現 状の鈴鹿市の景観の制度では緑化はできないということか。

事務局

行為地の面積が 3,000 m²を超えると鈴鹿市開発指導要綱に従い、開発行為と

して緑化の指導をしていますが、景観施策としての緑地のあり方を議論したい と考えています。

森委員

太陽光発電施設自体も将来的に届出対象とするのが良いと考える。亀山だと旧1号線では沿道サービスが流行らなくなり、そこで太陽光発電事業を行うことがあるが、そうすると事業地だけでなく、周辺の土地も含めて土地活用が出来なくなることがある。景観に直結はしていないかもしれないが、太陽光パネルだらけの美しくないまちになってしまうので、太陽光発電事業を行う場所によっては、規制をかけたほうがいいと思う。

事務局

全域に一律の規制ではなく、地域に応じた規制というのも考えるべきだと思います。これについては、他部署の意見や他市の事例を踏まえながら検討していきます。ただし、他に土地利用がないことから太陽光に落ち着いているという事実もあり、荒れ地よりも太陽光の方が固定資産税がかなり上がることから、市の財政的なところも踏まえ議論していきたいと思います。

大野委員

市街化調整区域の話だが、課題として挙げられている事項は、農業を守ることを意識しての問題提示であるか。

事務局

設計士の方から、景観計画の遵守事項のために、農地転用を行ってまで、現 状のお茶畑に変えてサツキなどで緑化を施す必要があるのか、という意見があ り、課題として捉えるようになりました。5%といえど、可能な限り優良な農 地は残していきたいと考えており、例えば農地法のかぶっている地域に対して の規制緩和など、地域を考えて内容を検討していこうと思います。

打田委員

個人的には、市街化調整区域は周りに緑が多いという状況があるので、5%というのはあまり必要ないと考える。

議長 (委員長)

今の話を調整区域全域でやるのは無理があるので,条件を細分化してやるのがいいと思う。

事務局

市街化調整区域一律でやるのか、条件をどの程度まで細分化するかは、市民 等に分かりやすい制度運用という視点も考えながら検討していこうと思いま す。

打田委員

道伯地区地区別景観づくり計画の緑地5%の件だが、顧客との会話の中で、5%の緑地の確保がネックになると考えられているように感じる。鈴鹿市は地域柄、1人1台車が必要であり、3~4台所有する家庭もある。家に駐車場が必要な状況であるため、家の裏の見えないところに芝張りを行う等で5%を達成するという現状があるので、例えば割合を減らしてでも道沿いを緑化するといった実効性のあるルールを作った方が良いと感じる。

事務局

例えば、駐車場のタイヤの乗るところ以外に芝張の提案を行うなど、道路側に緑地を設置することを協議しています。

設計時には多少なりご意見をいただくこともあるが、出来上がった団地にアンケートを取った結果、まちのグレードが高くなったなど高評価をいただいていますので、5%の緑化についてはもう少し運用を続けたいと思っています。

事務局

話変わりますが、色の塗り替えについて、県内の景観行政団体では 10 ㎡で届出対象としている団体もあるなど、鈴鹿市より小さい規模を届出対象としているところがほとんどですので、他市の届出件数等を調査しながら考えていきたいと思います。景観法第 16 条に基づき、色彩については変更命令を出すことが出来るので、周辺景観に大きな影響を及ぼす色彩については、積極的にコントロールをしていこうと思います。

森委員

色の塗り替えは、例えば新築時どれくらい期間を開けなければいけないなど の規定は設けているのか。

事務局

設けていないです。なお、企業だといわゆるコーポレートカラーをお持ちの場合があり、アクセントカラーの割合の10%は少ないという意見もあり、今後、制度設計の議論を進めたいと思います。

議長 (委員長)

太陽光の話に戻りますが、太陽光には地面に設置するものと住宅の屋根に設置するものがあり、住宅に設置する太陽光も屋根と一体になっているものと屋根の上に設置されているものがあるが、種類についての検討はしているのか。

事務局

制度の運用上,あまり細かく分けるべきではないと考えており,太陽光という括りの中で適切に運用できればと考えています。

木下委員

資料8ページ目で、旧街道沿いでの歴史的景観の保存が課題となっているとあり、手を打っていく方が良いと考えるが、具体的にはどのように対応していくのか。

事務局

登録地域景観資産については、築50年以上の建造物や樹齢50年以上の樹木を登録要件としており、この制度は、身近に存在する「古き良きものを残す」という機運を高めるために作られました。現在登録されている建築物19件のうちほとんどが伊勢街道や東海道の旧街道筋に存在しているが、代替わりなどにより古くからある住宅の建て替えのニーズが高まっています。関宿のように群集しているようであれば、地域全体を保存する風致地区のような制度もありますが、鈴鹿では物件が点在している状況にあり、地区を指定して保存を掛けづらい状況です。地域景観資産の制度により建て替えのペースは緩やかになったかもしれませんが、建て替えを止めることは出来ていない状況です。そのため数十年後には古き良き建築物がなくなる可能性もあるため、何かしらの対策を施さなければ、とは思いますが、個人の所有物ということもあり、地域の機運が高まらないと行政としては対応しづらい状況です。

大野委員

地域景観資産の登録・認定制度は、景観法の景観重要建造物などに比べて緩い制度であるのか。

事務局

かなり緩い制度です。メリットは、改修の相談に景観アドバイザーとして建築士を派遣する程度のもので、改修費用などには補助金等は出していません。

議長 (委員長)

旧街道沿いなどでリノベーションの実績はあるか。

事務局

あります。登録地域景観資産の中にも建築士がリノベーションを行い,商売店舗として使用している例もあります。古い建築物を倒さずに残していけるよう,限られた予算の中,保存に努めています。

木下委員

登録と認定はどう違うのか。

事務局

登録は、所有者等から提案をいただき、基準を満たしていれば登録できます。一方、認定については、提案をいただき基準を満たしているものについて、鈴鹿市景観審議会に意見を聞いたうえで認定されるもので、登録よりハードルの高いものになり、今のところ認定の実績はありません。受けられるメリットに差はありません。

森委員

旧街道沿いで一般地区より厳しい景観の規制を行ったりしているのか。

事務局

していません。

森委員

亀山市では、関宿は古民家が密集しているので、街並み保存がかかっている。関宿へ接続する東海道は、景観規制を厳しくしており、建物を建て替える際は切妻にしなければならないだとか、室外機を公道から見えない場所に設置するとか、生垣をできるだけ設置するといった制度を運用している。歴史的景観を大事にしたいなら、そのような施策もある。

事務局

亀山には関宿があり、松阪にも駅前にそういうシンボルとなるような場所が ありますが、鈴鹿市には、そういうものがないような状況で、点在する古民家 に規制をかけるのは難しい状況です。

議長 (委員長)

観光は景観とどのように関係しているのか。

事務局

観光振興方針においては、古きよきものというよりはモータースポーツのまちとして推しています。

大野委員

ョーロッパなどではF1の時期には、1週間くらいテントを張り、これも景観である。自然を楽しみながらモータースポーツも楽しむということを提供するのも景観づくりだと考える。

事務局

景観というと、古きよきものというイメージがあるが、「映える (ばえる)」という言葉も出てきて、モータースポーツの街を掲げるのであれば、若者に訴えかけるような景観もあってもいいと考えます。景観法の構成を見ても、古きよきものの保存についての事項が多いですが、ブラジルのスラム街のようにカラフルな街でまちおこしをした事例もあり、市の一部をカラフルの街にして若者があつまるような仕掛けをしてもいいのではないかという考えも出てきています。

打田委員

今の若い方にとっては、鈴鹿青少年の森で行われるような Park-PFI 制度といったものが観光といった意味ではあっているかもしれない。

事務局

都市マスタープランの中で、あそこは交流人口を増やす地域として位置づけられており、公園で遊んでいただきながら、池前の芝生広場で食べ物を食べていただくというのが鈴鹿市特有の景観となる可能性もあり、ウォーカブルシティという言葉も出てきていますので、時代に応じた修正は考えていきたいと思っています。

議長 (会長)

意見出尽くしたようですので、ここで意見をまとめたいと思います。

・道伯地区地区別景観づくり計画において、5%という数字にこだわるだけではなく、例えば道沿いに緑化を施すなど質的について考えたほうが良い

- ・太陽光発電施設を届出対象にしたり、もう少しルールを細分化した方が良い
- ・市街化調整区域の緑化についても、ルールを細分化した方が良い
- ・色彩の変更については、提案通り改定内容を検討する
- ・歴史的まちなみの保全については、その重要性を確認した
- ・新しい観点での景観(古き良きものだけではない景観)をどの様に景観計画 に盛り込むか検討する

それでは、この内容を踏まえて事務局に作業を進めてもらいます。以上で本日 の議事は終了しましたので、進行を事務局へ返します。

幹事 (課長)

本日いただいたご意見を踏まえまして、改定方針を定め、次回の専門部会で ご審議いただきたいと考えています。次回は秋ごろの開催を予定していますの でよろしくお願いします。これを持ちまして、本日の専門部会を終わります。

上記のとおり,第1回鈴鹿市景観審議会専門部会の議事の経過及びその結果 を明確にするためにこの議事録を作成し,議事録署名人2名が署名する

署名人 打田 真介【原本は自署】

署名人 大野 研【原本は自署】